

令和5年4月12日

保護者様

野田市教育委員会教育長

市内幼稚園・小・中学校における児童虐待防止の対応について  
日頃より、野田市の教育活動についてご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

新年度も始まり、お子さんたちは希望を胸に日々の学校生活を送っていることと存じます。

さて、すでに教育委員会のホームページでお知らせしているとおり、市内幼稚園・小学校・中学校では、児童虐待防止法に基づき、虐待を受けたと思われる園児・児童・生徒を発見した場合には、児童相談所等に報告することとなっております。

保護者の皆様におかれましては、趣旨を十分ご理解いただき、下記の内容について、改めてお願い申し上げます。

#### 記

- 1 欠席時には必ず学校へ連絡（欠席届や電話連絡など）をお願いします。
- 2 原則3日連続で欠席した場合は、担任が家庭訪問をさせていただきます。
- 3 7日間連続欠席など本人の安全確認ができない場合は、理由を問わず、学校は関係機関へ報告することとなっております。  
それにより、市や県の職員が家庭訪問し、お子さんの状態を確認することがあります。
- 4 校外での怪我等にできた痣や傷につきましては、お手数でも学校に連絡をお願いします。
- 5 近隣等で虐待が疑われた事案が発生した時には、関係機関に通告をお願いします。
- 6 緊急時は警察と連携し対応します。